



A. 「かとくる」区域運行は、4月1日より利根川以北、小見川北地区、小見川西地区及び佐原地区の一部に運行エリアを拡大し、多くの地域で利用が可能となりました。区域運行実施以外の地域については、路線バスや循環バス、「かとくる」のルート運行や乗合タクシーが運行されているため、大部分で何らかの公共交通が利用

Q. 4月1日から区域運行が変更されたが、変更の内容と利用状況は。

香取市の自家用有償旅客 運送「かとくる」は市内全 域運行になりうるのか



二次元コードからスマホで質問の内容や録画が見られます。

さとう よしふみ
佐藤 好文 議員



Q. 今後における対応は。
A. 香取市に産科クリニックを開設いただけるよう、近隣市町との広域的な連携の可能性、様々な医療機関との連携なども

Q. 香取市が合併20周年を迎え、大幅な人口減と少子高齢化の現在、最大の行政課題である産科クリニック誘致事業の現状は。
A. 市政報告会において紹介いただいた事例等を参考にしながら、引き続き誘致のために取り組んでいきます。

伊藤市長の産科クリニック 誘致事業への対応は



二次元コードからスマホで質問の内容や録画が見られます。

たかぎ ひろし
高木 寛 議員



含め、あらゆる可能性を模索していきま

【意見】伊藤市長は1期目就任早々、産科クリニックを県立佐原病院周辺に誘致する選挙公約とは異なり、旧香取保健所跡地で推進したが結局実現できなかった。2期目においては、他の場所での積極的な推進を伊藤市長に強く望む。

近年の香取おみがわ医療センター 経営状況は

Q. 香取おみがわ医療センターは、この地域の中核病院として、地域医療に貢献しているが、近年の経営状況は。

A. 総収益から給与費や材料費などの総費用を差し引いた金額は、令和5年度は約5億6000万円の損失、令和6年度は約1億2000万円の損失、令和7年度は約1億円の損失の見込みとなります。

Q. 香取市が同医療センターに支出している直近3年間の運営費及び今後の対応は。

A. 運営費負担金及び交付金並びに出資金として支出している総額は、令和5年度は7億588万5000円、令和6年度は9億62万4000円、令和7年度は8億2435万3000円です。今後は、第2期中期目標で示した「安定的かつ持続可能な病院経営」を達成するため、引き続き病院事業の運営を支援していきます。

Q. 利用する方法はどうするのか。
A. 利用には予約が必要です。予約は専用のコールセンターへ電話する方法と、スマートフォン専用アプリを使用する方法があります。予約受付期間は、利用の7日前から乗車の1時間前までとなります。

Q. 共通乗降場所は90か所程度設定されているが、乗降場所として敷地内で「かとくる」が乗降待ちをしていたというが、関係者等に話しや了解は得ているのか。

A. 「かとくる」区域運行は、一般のタクシーと同様になるため、共通乗降場所について個別に了承を得ることは行っていない。「かとくる」車両が、共通乗降場所の施設敷地内で乗車待ちをして報告を受けた事例については、運行事業者に対し敷地外での乗車待ちの指示を徹底し、施設の方にも説明しました。

Q. これまでの運行経過の中で、運行ルート乗降場所、利用の予約で変更や改善の必要性は出てくるのか。

A. これまで様々な意見等をいただき、随時検討・対応を行っています。内容によっては、地域公共交通協議会での審議や関東運輸局への申請・許可等が必要となる

令和8年度水郷おみがわ花火大会の 概要は

Q. 歴史のあるおみがわ花火大会の今年度の規模などの概要は。

A. 令和8年度は合併20周年を記念して、花火の打上げ発数を増やし、1万発の打上げを予定しています。

Q. 来年度以降の予定は。

A. 1万発打上げの継続については、打上げ発数増加の効果検証結果や決算状況等を参考に、水郷小見川観光協会と連携して検討します。

旧消防署小見川分署の解体予定は

Q. 旧分署は老朽化が著しく大変危険である。今後解体予定は。

A. 消防本部に確認したところ、旧分署庁舎については老朽化が進んでいることから、解体に向け検討を進める予定とのこと。また、解体が完了するまでの間は、敷地内の安全面や防犯面に配慮し、適切な管理に努めるとのことです。

Q. 跡地利用計画は。

A. 跡地利用については、解体時期に合わせて関係課と協議することになると考えています。

健診を希望する市民への対応は

Q. 健診を受ける市民は健診を実施している医療機関に予約して受けることになっている。健診受診率は40%台にとどまっているが、この数値を香取市ではどのように考えているか。

A. 香取市が行う健診以外を独自に受診されるケースもあり、この件数は、40%台の中には含まれません。また、健康診査を受けない方のうち国民健康保険は約6割の方、後期高齢者医療保険は約9割の方が医療機関で治療等をしているため、健診を受けないのではと推察しています。なお、40%台という数値は県内の市町村でおおむね同様の傾向です。

Q. 国民健康保険や後期高齢者医療保険等の健康保険に未加入の市民も、市の健診を受けられるのか。

A. 健康保険未加入者についても国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者と同様に、市の健診を受けることができます。

Q. どのような市民が、未加入となっているのか。

A. 健康保険の未加入者は、生活保護の受給者となります。